パリ （経済協力開発機構） （国際連合教育科学文化機関） ブリュッセル （欧州連合） （北大西洋条約機構）	720,000 670,000 720,000 670,000	650,000 650,000 650,000 650,000	605,100 605,100 606,300 606,300	580,900 580,900 582,000 582,000	544,600 544,600 545,600 545,600	484,100 484,100 485,000 485,000	423,600 423,600 424,400 424,400	363,100 363,100 363,800 363,800	314,700 314,700 315,300 315,300	290,500 290,500 291,000 291,000	266,300 266,300 266,800 266,800	242,100 242,100 242,500 242,500
アフリカ アディスアベバ （アフリカ連合）	770,000	750,000	708,900	688,100	657,000	605,100	553,200	501,300	459,800	439,100	418,300	397,600

別表第二のうち「大使館の表大洋州の項中「キリバス」を「キリバス

19.4%	オーストラリア・ドル	5,240	4,258	3,766	3,275	2,948	2,620	2,947	3,316	3,684	4,237	4,789	5,894	12.9%	アメリカ合衆国ドル

」に改める。

附　則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四百二号

公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十七条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十七条の二」に改める。

第二十二条第二項第六号中「第二百五十六条第一項ただし書」の下に「の規定若しくは同法第九百八条第二項」を加え、「同法第九百八条」を「同条第一項」に、「同法第九百七条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十二条の見出しを「（除権決定による登録の抹消等）」に改め、同条第一項中「登録義務者の」を「共同して登録の抹消の申請をすべき者の」に、「登録義務者と」を「その者と」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合」を「前二項の場合」に、「前項の登録」を「第一項の登録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の登録が買戻しの特約に関する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして内閣府令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（解散した法人の抵当権に関する登録の抹消）

第四十一条の二　登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、第三十二条第二項に規定する方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

第三章第三節中第四十七条の次に次の一条を加える。

（買戻しの特約に関する登録の抹消）

第四十七条の二　買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

第六十六条第一項及び第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第三項中「附属書類」の下に「のうち前項の図面」を、「次項」の下に「及び第六項」を加え、同項ただし書を削り、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項の表中「登録簿」を「第二項の図面又は登録簿」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　何人も、正当な理由があるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、手数料を納付して、登録簿の附属書類（第二項の図面を除き、電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を内閣府令で定める方法により表示したもの。次項及び第六項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

5　前項の規定にかかわらず、登録を申請した者は、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。